

# Information

情報

## 児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害を有する場合は20歳未満の児童）を監護、養育している母または養育者に対し、児童の福祉の増進のために支給される手当です。（所得制限があります。）

・手当の額（月額で全部支給の場合）  
児童1人 41,720円  
第2子5,000円、第3子以降には1人につき3,000円の加算があります。

### 支払方法

4月、8月、12月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

★受給資格者は、毎年8月に『現況届』を提出しなければなりません。対象者へは郵送致します。  
問合せ 福祉保健課  
児童扶養手当担当

☎ 64-148336



児童手当

対象

申請

料金

手数料

提出書類

手数料

試験科目

場所

日時

内容

対象

年齢

性別

年齢



